

小笠原国立公園 アクティブ・レンジャー募集要項

小笠原諸島は、一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島で、独自の進化を遂げた固有の生物種の宝庫です。小笠原諸島は自然公園法に基づき小笠原国立公園に指定され、また種の保存法に基づく国内希少野生動植物種が多数確認されています。また、2011年には世界自然遺産に登録され、その価値を維持するための取組が進められています。

環境省関東地方環境事務所では、このような小笠原諸島の自然環境を守る取組に携わるアクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）を募集します。

1. 募集職種

アクティブ・レンジャー（自然保護官補佐）
（非常勤の国家公務員）

2. 募集人数、勤務地及び業務内容

父島の勤務者 1名
母島の勤務者 1名

（所属する事務所）

環境省関東地方環境事務所

（勤務する事務所、業務内容）

＜父島＞ 小笠原自然保護官事務所
〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町
（小笠原世界遺産センター内）
電話番号：04998-2-7174

＜母島＞ 小笠原自然保護官事務所母島事務室
〒100-2211 東京都小笠原村母島字静沢
電話番号：04998-3-2577

◇主な業務（父島・母島で共通）

自然保護官を補佐し、主として次の業務を行います。

- 自然再生施設等の維持管理
グリーンアノール侵入防止柵やノヤギ・ノネコ侵入防止柵などの施設巡視や簡易補修などを行います。
- グリーンアノール、プラナリア、ノネコ、外来植物などの外来種対策
専門業者と連携し、捕獲作業や伐採作業、技術開発などの補助を行います。
- 国内希少野生動植物種等の保護増殖事業
希少植物の定期的な巡視や保全作業（人工授粉、播種、ネズミ被害防止ネットの取付け）などの補助を行います。
- 国立公園利用者への普及啓発、利用指導
小笠原世界遺産センターなどを活用した普及啓発事業の企画立案、実施の補助を行います。また、国立公園の適正利用を促すための指導の補助を行います。
- 小笠原国立公園や国指定小笠原群島鳥獣保護区の巡視
国立公園や国指定鳥獣保護区内の自然環境の状況や利用状況などを把握するための巡視活動を行います。
- 小笠原自然保護官事務所の各種事務等（関係者との連絡調整、会議準備、データ入力、資料（書類・地図等）作成・整理、事務処理作業（会計・庶務等を含む））など

※業務のために必要なスキル



- 地元島民などとのコミュニケーション能力（明るく活発で積極性のある方を希望します）
主な業務は自然環境を保全するための作業ですが、ともに協力し、協働取組を進めている多くの関係機関・関係団体があります。
- 普通自動車第一種免許（AT限定可）
- 基本的なパソコン操作
（Microsoft Word, Excel, PowerPoint等。カシミール3DやBaseCampなどのマップソース、QGISや地図太郎などのGISが扱えるとなお良い）
- 相応の体力及び登山技術・経験
船で無人島へ行き、スパイク足袋を履いて崖地の上り下りをした上で、終日野外の作業を行うこともあります。また、夏は特に暑く遮るもののない台地上で作業をすることがあります。
- 外来種対策の柵の修繕（電気柵含む）に対応できる経験があるとなお良い。

参考：関東地区アクティブ・レンジャー日記 <http://kanto.env.go.jp/blog/>



巡視の様子



希少植物の保全作業



兄島（無人島）の柵点検

3. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

（1）雇用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

※前年度勤務実績が優良の場合、任期が連続2回まで更新できる場合があります。

(2) 勤務日

月～金曜日。ただし、業務の都合により土曜、日曜、祝祭日及び年末年始も勤務の場合有り。
業務の都合により、休日に勤務した場合には代休が与えられます。

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分

(4) 給与関係

①給与は、別に定める規定により、日給月給（日額を月給で支給）となります。

②期末手当と勤勉手当（年2回）は別に定める給与の規定によります。

③通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当を支給します。

※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。

④退職手当は、18日以上勤務した月が継続して6月を超えることとなったとき以降に退職する場合に支給します。

⑤健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。ただし、18日以上勤務した月が継続して12月を超えた場合であって、引き続き同一任命権者の下で勤務する場合は国家公務員共済組合に加入します。

※詳細は下記の【問い合わせ・申込先】へお問い合わせください。ハローワークでも閲覧が可能です。

4. 応募方法

次の(1)～(3)を下記の【問い合わせ・申込先】あてに郵送して下さい。

(1)履歴書（市販品またはパソコンで作成可）に必要事項を記入したもの 1部

（記入上の注意事項）

①応募動機を記入して下さい。

※必要に応じて、職務経歴や自己PRを別紙（A4版2枚以内）で添付可。

②連絡先の住所、電話番号、メールアドレスを明記して下さい。

（メールアドレスについては、採用が決まるまでの間のwebメールなどでも可。無ければ「なし」でよい。）

③希望する勤務地（公園名・父島 or 母島）を明記して下さい。

④希望する面接会場（さいたま市、小笠原村父島または母島）を明記して下さい。

⑤関東地方環境事務所管内は、1つの申し込みで併願が可能です。複数を希望される場合は、希望順位を明記して下さい。

⑥関東地方環境事務所以外の他地方事務所へ併願する場合には、それぞれの事務所ごとに応募し、本人希望記入欄に、応募または応募予定の公園名・地区名を明記して下さい。

(2) 次の①または②のどちらかを選択

①小論文 1部

様式：A4版の400字詰原稿用紙に横書きで1,200字以内

（パソコン使用の場合は、A4（横書き）20字×20行に設定のうえ作成すること）

テーマ：「アクティブ・レンジャーとして取り組みたいこと」

これまでの自らの活動や経験等を通して学んだことを、上記2. 主な業務で示すアクティブ・レンジャーとして想定される業務に、どのように活かしていきたいかを具体的に記述してください。

②過去3年以内の自然環境に関わる活動実績の資料（様式自由）（A4版2枚以内）

自然環境に関わる活動の実績の資料には、どのような立場・役割で、どのような活動に携わったのかが分かるよう具体的に示してください。

(3) 返信用封筒 1通 (応募書類返却用)

応募書類は返却いたしますので、A4版が入る封筒に住所と氏名を記載し、140円切手を貼付してください。

※返信用切手の不足金額分については、各応募者にご負担いただきますので、ご了承ください。

5. 応募期間

令和2年12月25日(金)から令和3年1月25日(月)

6. 選考方法

(1) 一次選考(書類審査)

提出いただいた、履歴書および小論文若しくは活動実績により書類審査を行います。

※ 一次選考結果については本人宛通知します。

※ また、一次選考合格者には面接の日時を電話にて連絡します。

(2) 二次選考(面接)

一次選考合格者に対し面接を行います。

日時：令和3年2月1日(月)から令和3年2月5日(金)(予定)

会場：関東地方環境事務所(さいたま市)又は小笠原自然保護官事務所(小笠原村)

※ 最終選考結果については、本人宛通知します。

※ なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(3) 以下に該当する方は、応募できませんので、ご了承下さい。

①日本の国籍を有しない者

②国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするものの以外)

【問い合わせ・申込先】

〒330-9720

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館6階

関東地方環境事務所「アクティブ・レンジャー公募係」宛

電話 048-600-0816

FAX 048-600-0521

【現地(父島・母島)在住者は下記へ履歴書を送付】

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町小笠原世界遺産センター内

環境省小笠原自然保護官事務所「アクティブ・レンジャー公募係」宛

電話 04998-2-7174

FAX 04998-2-7175

※具体的な業務内容や応募にあたって心配なことなどは、小笠原自然保護官事務所までお気軽にお問合せください。